

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

8上伊地環第38-1号
8上伊地環第52-1号
令和8年（2026年）5月8日

上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容				
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	木下建設株式会社 代表取締役 木下 勝貴 長野県飯田市松尾町一丁目22番地				
申請の区分(Ⅰ)	産業廃棄物処分業の変更許可				
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平1901番2、1901番3			
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(破碎)			
	③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類の破碎施設 一次破碎機 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 630.4 t/日(78.8 t/h: 8時間稼働) がれき類 630.4 t/日(78.8 t/h: 8時間稼働) 二次破碎機 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 258.4 t/日(32.3 t/h: 8時間稼働) がれき類 258.4 t/日(32.3 t/h: 8時間稼働)			
	⑤変更の概要	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>○中間処理 ・破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td><td>○中間処理 ・破碎する産業廃棄物 がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td></tr></tbody></table>	新	旧	○中間処理 ・破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
新	旧				
○中間処理 ・破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○中間処理 ・破碎する産業廃棄物 がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。				

申請の区分 (II)		産業廃棄物処理施設の設置許可 (二次破砕機)	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平 1901 番 2、1901 番 3	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の破砕施設 (株)マキテック MS5-7F)	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。) 258.4 t/日 (32.3 t/h : 8 時間稼働) がれき類 258.4 t/日 (32.3 t/h : 8 時間稼働)	
申請の区分 (III)		産業廃棄物処理施設の変更許可 (一次破砕機)	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平 1901 番 2、1901 番 3	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の破砕施設 (株)郷鉄工所 S6D)	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。) 630.4 t/日 (78.8 t/h : 8 時間稼働) がれき類 630.4 t/日 (78.8 t/h : 8 時間稼働)	
	⑤変更の概要	新 設置場所 長野県飯田市下久堅知久平 1901 番 2、1901 番 3	旧 設置場所 長野県飯田市下久堅知久平 1844 番
条例第39条	⑥対象周辺地域の範囲	飯田市下久堅知久平 主膳 飯田市下久堅知久平 三石 飯田市下久堅下虎岩 中組 飯田市下久堅下虎岩 南の組 1. 2. 3. 4	
	⑦対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	・飯田市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者	
	⑧事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野県飯田市下久堅知久平 1861 番地 1 木下建設株式会社 下久堅砕石工場事務所 (期間) 令和 8 年 4 月 20 日から事業計画協議終了日まで (時間) 午前 8 時から午後 5 時まで	
	⑨対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和 8 年 5 月 20 日 (水) 午後 7 時から (場所) 中組第 4 集会所 飯田市下久堅下虎岩 2635 番地 3 (日時) 令和 8 年 5 月 21 日 (木) 午後 7 時から (場所) 南組集会所 飯田市下久堅下虎岩 3013 番地 3	

		(日時) 令和8年5月25日(月)午後7時から (場所) 南組集会所 飯田市下久堅下虎岩 3013 番地 3
		(日時) 令和8年5月26日(火)午後7時から (場所) 主膳平集会所 飯田市下久堅知久平 632 番地 1
		(日時) 令和8年5月28日(木)午後7時から (場所) 三石平生活センター 飯田市下久堅知久平 688 番地 3
関係 図書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	事業計画協議終了まで(土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前9時～午後5時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17号	提出期限 令和8年6月29日(月) 提出先 〒395-0042 飯田市松尾町一丁目 22番地 木下建設株式会社 (意見書の写しを地域振興局にも提出できます) 【写しの提出先】 〒396-8666 伊那市荒井 3497 番地 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。